

平成29年度 文教委員会資料①

【陳情の審査】

- ・陳情第95号「溝の口駅周辺の客引き防止に関する陳情」

資料 川崎市客引き行為等の防止に関する条例及び武蔵溝ノ口駅周辺の客引き行為等の取扱いについて

参考1 川崎市客引き行為等の防止に関する条例

参考2 川崎市客引き行為等の防止に関する条例施行規則

市 民 文 化 局

(平成29年11月9日)

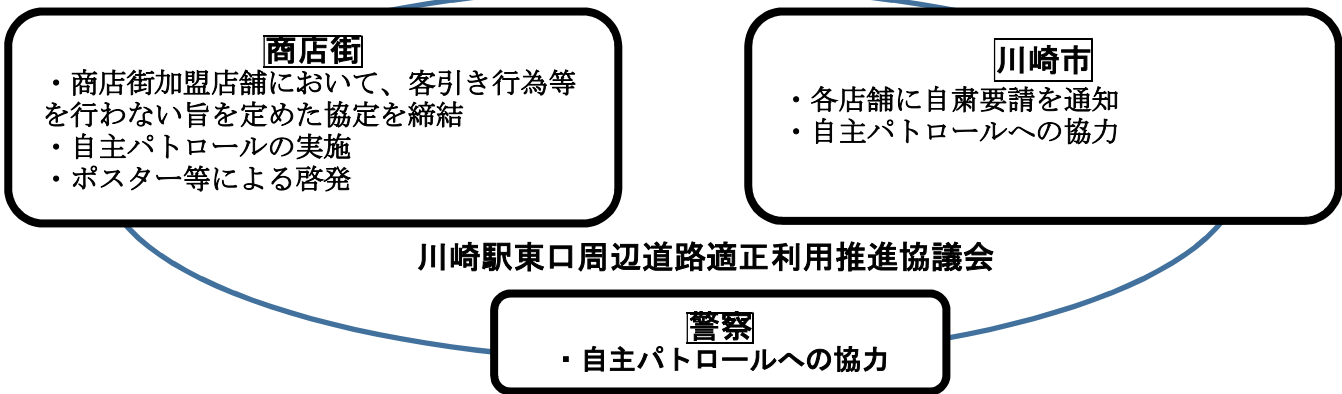
川崎市客引き行為等の防止に関する条例及び武蔵溝ノ口駅周辺の客引き行為等の取扱いについて

1 条例制定の背景

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）又は神奈川県迷惑行為防止条例（以下「県条例」という。）等現行法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店による客引き行為等により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられ、安心して快適な地域社会の実現が阻害される状況となっていました。

特に、客引き行為が多く行われていた川崎駅東口においては、地域の商店街を中心に様々な対策を行ってきましたが、状況の改善には至りませんでした。

【川崎駅東口周辺 客引き対策の経緯】



商店街、行政がそれぞれ、客引き行為減少に向けた対策を行うとともに、「川崎駅東口周辺道路適正利用推進協議会」を発足させ、客引き行為防止を含めた東口全体の環境改善に向け、横断的な連携体制を構築

大きな改善が見られず、条例による規制及び川崎駅東口周辺の重点区域の指定に

平成28年 4月 条例施行（一部）・規則施行

平成28年 9月 条例施行（全部）・規則一部改正施行・重点区域指定

2 現行法令による規制との関係について

客引き行為等の一部については、上記のとおり風営法又は県条例等現行法令により規制されており、風俗営業による客引き行為、深夜における客引き行為及びしつような方法*による客引き行為等が規制の対象となっていますが、しつような方法によらない居酒屋やカラオケ店等の客引き行為等については、規制の対象とはなりません。そこで、川崎市では市民等の迷惑となるような客引き行為等について、新たな規制を設けることとしました。

市条例で規制する主な客引き行為

業種		風営法	県条例	市条例
1	風俗・性風俗 (例) キャバクラ、ファッションヘルス	規制あり	規制あり	規制あり
2	深夜において専ら人の体に接触して行う役務等 (例) 深夜営業のマッサージ、アカスリ、 リラクゼーション	規制なし	規制あり	規制あり
3	1・2以外の業種	しつような方法によるもの	規制あり	規制あり
4	(例) 居酒屋、カラオケ			

※ しつような方法…人の身体又は衣服を捕らえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、身辺につきまとう等のしつような方法（県条例第9条第1項第7号参照）

3 市条例による規制の概要

(1) 条例の目的

客引き行為等を防止することにより、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図ることで、安心して快適な地域社会の実現を目指こととしています。

(2) 規制の内容

ア 規制する区域

(ア) 市内全域における公共の場所

客引き行為等は、場所を問わず、不快感や不安感を抱かせる迷惑行為に陥る可能性があることから、全市域において努力義務を課すこととしています。

(イ) 重点区域の指定

市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図るため、客引き行為等を特に防止する必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定します。重点区域において客引き行為等をし、又はさせた者に対し、①指導⇒②勧告⇒③命令といった段階を追って客引き行為等の中止を求め、それでも命令に従わない場合に限り、過料を科すこととし、氏名等を公表することができることとしています。

イ 規制対象となる行為

(ア) 客引き行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行を妨げる行為

(イ) 客待ち行為

客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

(ウ) 勧誘行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、風俗営業等の役務に従事

- するよう言動によって勧誘する行為
 (エ) 勧誘待ち行為
 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

4 重点区域の指定について

(1) 実態調査の結果

○市内主要駅周辺の繁華街における客引き行為等の状況（単位：人）

調査日	業種別	川崎駅東口周辺			川崎駅西口周辺			武蔵小杉駅・新丸子駅周辺			武蔵溝ノ口駅周辺			登戸駅・向ヶ丘遊園駅周辺			新百合ヶ丘駅周辺			合計
		18時	20時	小計	18時	20時	小計	18時	20時	小計	18時	20時	小計	18時	20時	小計	18時	20時	小計	
平日	客引き (居酒屋、カラオケ店等)	52	62	114	0	0	0	2	2	4	13	16	29	8	5	13	0	0	0	160
	客引き (風俗店等)	3	45	48	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	49
	スカウト	9	1	10	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	11
	計	64	108	172	0	0	0	2	2	4	13	18	31	8	5	13	0	0	0	220
休前日	客引き (居酒屋、カラオケ店等)	49	47	96	0	0	0	3	8	11	21	23	44	4	0	4	0	0	0	155
	客引き (風俗店等)	4	79	83	0	0	0	0	0	0	4	1	5	2	0	2	0	0	0	90
	スカウト	5	0	5	0	0	0	0	0	0	4	1	5	0	0	0	0	0	0	10
	計	58	126	184	0	0	0	3	8	11	29	25	54	6	0	6	0	0	0	255

※ 平成27年4月～6月の平日及び休前日に、市内主要駅周辺の繁華街で客引き行為等について目視により調査
 ※ 合計は、各区域の小計を合算したもの

(2) 現行の重点区域

実態調査の結果、川崎駅東口周辺が特に客引き行為等をする者が多かったため、当該区域を重点区域として指定しています。

(3) 重点区域内での取組み

客引き行為等を防止するためには、まち全体でNOをつきつけることが重要であるため、地域の事業者、警察、行政（市）が連携しながら、客引き行為者やその雇用者に対する対策に取り組んでいくとともに、市民に対して、客引きやスカウト等について行かないよう、啓発活動を実施しています。

(ア) 市の取組み

- ・ 客引き行為防止指導員による巡回・指導及び広報

(イ) 事業者による取組み

- ・ 横断幕や商店街等街頭放送等による啓発
- ・ 客引きを行わない旨の協定締結
- ・ 地域によるパトロール

(ウ) 事業者・市など連携した取組み

- ・ 客引き行為等防止キャンペーンによる啓発活動（市、近隣商店街等の事業者、警察）

5 他都市の状況

政令指定都市等における客引き等防止への対応状況は以下のとおりです。

	条例名称	対象業種 又は対象 行為	罰則適用地区	条例施行 前客引き 人数	施行後客 引き人数
札幌市	札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例	性風俗店、卑わいな広告物の掲示	ススキノ地区(通称)ススキノ条例	-	-
新潟市	新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例	風俗店の客引き行為	新潟駅前地区	-	-
大阪市	大阪市客引き行為等の適正化に関する条例	すべての業種	キタ地区、ミナミ地区	(平成 26 年 5 月) 420 人	(平成 28 年 11 月) 223 人
京都市	京都市客引き行為等の禁止等に関する条例	すべての業種	祇園・河原町区域、東洞院錦小路周辺区域及び京都駅北側周辺区域	(平成 26 年 12 月) 104 人	(平成 28 年 9 月) 45 人
兵庫県	客引き行為等の防止に関する条例	すべての業種	神戸市中央区(三宮北部地域等)	-	-

6 武蔵溝ノ口駅周辺の状況

(1) 実態調査の結果

武蔵溝ノ口駅周辺は、条例制定前において、市内では川崎駅東口周辺地区に次いで客引き数が多かったため、引き続き実態調査を行っています。

(単位：人)

	18 時台					20 時台				
	居酒屋	カラオケ	風俗	スカウト	合計	居酒屋	カラオケ	風俗	スカウト	合計
平成 27 年度	12.8	0	1.4	0	14.8	13.1	0	5.6	0.6	19.4
平成 28 年度	7.4	0	0.8	0.2	8.4	9.2	0.8	5.0	0	15.0
平成 29 年度(～9 月)	8.5	0	0.3	0	8.8	8.2	0	6	0	14.2

※平成 27 年度以降、毎月調査実施

(2) 客引き等状況(多いエリア)

武蔵溝ノ口駅周辺での実態調査によりまして、客引き行為が比較多いエリアは以下のとおりと考えますが、市民の通行を著しく妨げるような客引き行為は確認できておりません。

ア スズラン通り

居酒屋の客引きが、通り沿いで客引きを行っている。

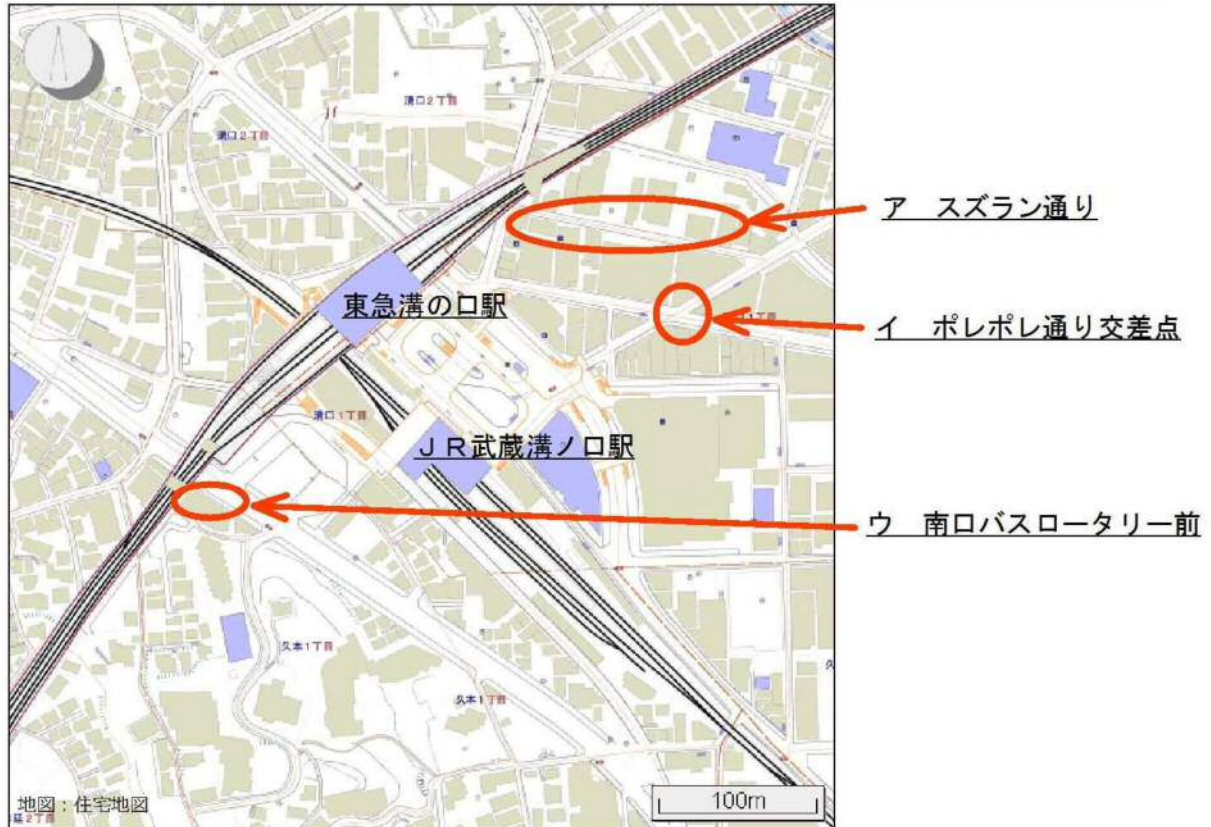
イ ポレポレ通り交差点

居酒屋店の客引きが、交差点付近の民地内で待機しており、時折公道に出て客引きを行っている。

ウ 南口バスロータリー前

風俗店の従業員が、店舗前にたむろしている。特定のビルの前に集中しており、エリアと人数は限定的。

図1 武蔵溝ノ口駅周辺エリアにおける客引きの多いエリア



Copyright (C) 2017 ZENRIN CO., LTD. (Z17BJ 第 457 号)

(3) 苦情の状況

これまで武蔵溝ノ口駅周辺における客引き等に関して、市長への手紙やサンキューコール等により、市に寄せられた苦情の状況は以下のとおりです。

年度	件数	主な内容
平成 25～27 年度	0	
平成 28 年度	11	○特定のA店舗が客引きを行っているという苦情 (1月2件、2月2件) ○溝口の客引きがしつこくて不快という苦情 (1月3件、2月1件) ○溝口に客引きがいるという苦情 (1月3件)
平成 29 年度 (~10月まで)	5	○特定のB店舗が客引きを行っているという苦情 (9月4件) ○溝口の客引きがしつこくて不快という苦情 (9月1件)

7 陳情についての考え方

(1) 「重点区域」に指定して警察の取締りや巡回の強化を実施

重点区域の指定にあたっては、客引き等行為者の種類や数が多く、公道上において市民の安全な通行に支障をきたしている状況があるとともに、商店街など地域でも積極的に対策を講じているが改善されない場合に、重点区域の指定を契機として地域の活動を後押しすることで、地域と行政等の連携が推進できることが重要と考えております。

また、客引き行為自体を規制防止した場合の地域経済への影響を懸念する他都市の事例もあることから、重点区域指定にあたっては、まちのイメージや賑わいへの影響なども慎重に考慮する必要があるものと考えております。

なお、警察の取締り等の強化については、高津警察署において、風営法や県迷惑条例に規定する客引き行為等を規制する目的で、制服警官によるパトロールを行っており、以下のような検挙例もあるとのこと。

H28年 6月 18日 居酒屋に集客する目的でしつように付きまとったもの

H28年 11月 9日 居酒屋に集客する目的でしつように付きまとったもの

H29年 5月 25日 接待飲食店で働かせる目的でしつように付きまとったもの

(2) 「客引き防止」のため、罰則を厳しくする等効果的な啓発活動の実施

客引き行為については、風俗営業やしつこくつきまとう等の風営法又は県条例等の現行法令で罰則をもって規制されているものを除いては、営業の自由で認められた経済活動であるため、本条例の規制する客引き行為については、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられ、安心して快適な地域社会の実現が阻害される状況を防止することを目的としております。

客引き行為等を禁止している重点区域については、本条例の実効性を高めるため、指導、勧告、命令といった段階を踏んだうえで、最終的に地方自治法で定められた、地方公共団体が設けることができる秩序罰の最高額の過料を適用しており、罰則をさらに厳しくするような考えは現在のところは持っておりません。

一方で、武蔵溝ノ口駅周辺では、客引きに迷惑している等の苦情も一定数見られたことと、大型商業施設の新規オープンにより、歩行者の流れや客引き行為の動向が変化する可能性もあることから、商店街や町内会・自治会及び警察から御意見をいただきながら、客引きの状況については引き続き確認してまいります。その結果、条例に違反する客引き行為等が行われている場合には注意等行うとともに、キャンペーンなどの啓発活動については継続して行ってまいります。

(目的)

第1条 この条例は、客引き行為等を防止することにより、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図り、もって安心して快適な地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 道路、広場、駅その他の公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、客となるよう言動によって勧誘する行為

イ 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

ウ 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、次に掲げる行為を伴う役務に従事するよう言動によって勧誘する行為

(ア) 人の性的好奇心をそそる行為(当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。)

(イ) 歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなす行為

エ 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

(2) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。

(3) 事業者等 本市の区域内で事業活動を行う者又はその従事者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の防止に係る意識の啓発を図る等必要な施策を推進しなければならない。

2 市は、前項の施策を推進するために必要があると認めるときは、神奈川県その他の関係行政機関又は関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、客引き行為等をし、又はさせることがないよう努めるとともに、市が実施す

る客引き行為等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施する客引き行為等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(客引き行為等防止重点区域の指定等)

第6条 市長は、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図るため、客引き行為等を特に防止する必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ指定しようとする区域内の事業者等の関係団体の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示する。

(重点区域の指定の変更等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により重点区域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

(重点区域における客引き行為等の禁止)

第8条 事業者等は、重点区域において客引き行為等をし、又はさせてはならない。

(指導)

第9条 市長は、前条の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしていると認められる者に対し、違反行為を中止するよう指導することができる。

(勧告)

第10条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が更に違反行為をしたときは、その者に対し、違反行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が更に違反行為をしたときは、その者に対し、違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。

(公表)

第12条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所又は店舗の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 命令の内容

(3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(情報の提供)

第13条 市は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、神奈川県その他の関係行政機関に対し、違反行為をした者に関する情報その他の客引き行為等に関する情報の提供を行うことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第11条の規定による市長の命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第8条から第12条まで及び第15条の規定は、同年9月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市客引き行為等の防止に関する条例（平成28年川崎市条例第17号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(重点区域の指定等に係る告示)

第2条 条例第6条第3項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第6条第1項の規定により市長が指定した客引き行為等防止重点区域（以下「重点区域」という。）の名称及び区域

(2) 指定の効力が生ずる日

2 条例第7条第2項において準用する条例第6条第3項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 指定を変更し、又は解除した重点区域の名称及び区域

(2) 指定の変更又は解除の効力が生ずる日

(客引き行為等防止指導員)

第3条 条例第9条から第11条まで及び第15条に規定する指導、勧告、命令及び過料の処分に係る事務その他客引き行為等の防止に関する事務を行わせるため、客引き行為等防止指導員を置く。

2 客引き行為等防止指導員は、市長が任命する。

3 客引き行為等防止指導員は、客引き行為等の防止に関する事務を行う場合においては、客引き行為等防止指導員証（別記様式）を携帯し、かつ、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公表の方法)

第4条 条例第12条第1項の規定による公表は、公告により行うとともに、インターネットの本市のホームページに登載することにより行うものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月31日規則第72号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。